

消費生活情報おかやま ～未成年者の契約トラブル～

岡山市消費生活センター
平成30年1月22日
(平成29年12月受付分)



平成29年12月に岡山市消費生活センターが受け付けた未成年者の契約トラブルは、計4件でした。その中からインターネット架空請求など実際にあった事例や全国的に発生している事例をご紹介します。

◆ゆたんぽを安全に正しく使用しましょう！ ー低温やけど、過熱、漏れなどの事故を防止しましょうー

事例1：

ゆたんぽで足にⅡ度の低温^{*}やけどを負った。
自宅で治療していたが改善しないので受診した。
一部皮膚が壊死しており悪臭を放っている。

(当事者：13歳 男性)

事例2：

電子レンジ加熱式のゆたんぽを電子レンジで
温めた後、取り出そうと扉を開けた際、ゆたんぽが
破裂し、加熱された内容物が顔にかかり、顔面
熱傷の重症。(当事者：10歳代 男性)



^{*}やけどの深度については、熱による損傷が皮膚のどの深さまで及んでいるかで分類される。「Ⅰ度熱傷」とは表皮のみの熱傷、「Ⅱ度熱傷」とは表皮よりも深い真皮までの熱傷、「Ⅲ度熱傷」とは皮膚全層、さらに皮下組織まで損傷が及ぶ熱傷のことをいう。

✔ アドバイス

- 長時間身体に接触させないようにしましょう。
- 布団を暖めた後は、就寝前に布団から出しましょう。
- 製品ごとに定められた加熱方法、加熱時間等を守って加熱しましょう。
- 使用前によく点検し、亀裂や破損がないか確認しましょう。
- 使用中、製品の異常に気付いたらすぐに使用を中止しましょう。
- ご家庭にあるゆたんぽがリコール対象になっていないか確認しましょう。

※消費者庁公表資料(平成29年12月6日)より抜粋・消費者庁イラスト集より

◆その他にはこんな相談も…

年齢	相談内容
1 1	小学5年生の息子がスマホを触っているうちに動画サイトに登録になり、高額請求を受けた。どうしたらよいか。
1 5	息子が情報配信業者に会員登録したが、利用頻度が少ないので退会手続きをしようとしたがうまく処理ができず休止となり、会費は毎月引かれている。連絡する方法もない。

岡山市消費生活センター

岡山市北区大供一丁目1番1号
(市役所本庁舎2階)

LINE@で情報発信します！

LINEアプリを起動し、
[その他]>[友だち追加]>[QRコード]で
右のQRコードを読み取ってください。



公式LINE@アカウント名：岡山市消費生活センター

ひとりで悩まず、まず相談！！

相談電話：086-803-1109

相談受付：月～金 9時～16時(祝日、年末年始は除く)